

平成 23 年 8 月 4 日

【照会先】

厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課
課長 西村 淳
課長補佐 新井 信義
(担当) 介護統計第四係
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7570)
(直通電話) 03(3595)2918

平成 22 年度 介護給付費実態調査の概況

(平成 22 年 5 月審査分～平成 23 年 4 月審査分)

目 次

調査の概要	1 ページ
結果の概要	
1 受給者の状況	
(1) 年間受給者数	3
(2) 要介護(要支援)状態区分の変化	5
(3) 性・年齢階級別にみた受給者の状況	6
2 受給者 1 人当たり費用額	
(1) サービス種類別にみた受給者 1 人当たり費用額	7
(2) 都道府県別にみた受給者 1 人当たり費用額	8
3 居宅サービスの状況	
(1) 利用状況	9
(2) 訪問介護	10
(3) 通所介護・通所リハビリテーション	10
(4) 福祉用具貸与	11
4 地域密着型サービスの状況	12
5 施設サービスの状況	
(1) 要介護状態区分別にみた単位数・受給者 1 人当たり費用額	13
(2) 退所(院)者の入所(院)期間別割合	14
統計表	15
参考表	18
用語の定義	20

平成 22 年度介護給付費実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の範囲

各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書、給付管理票を集計対象とした。

ただし、福祉用具購入費、住宅改修費など市区町村が直接支払う費用（償還払い）は含まない。

3 調査の時期

毎月（平成22年5月審査分～平成23年4月審査分）

4 調査事項

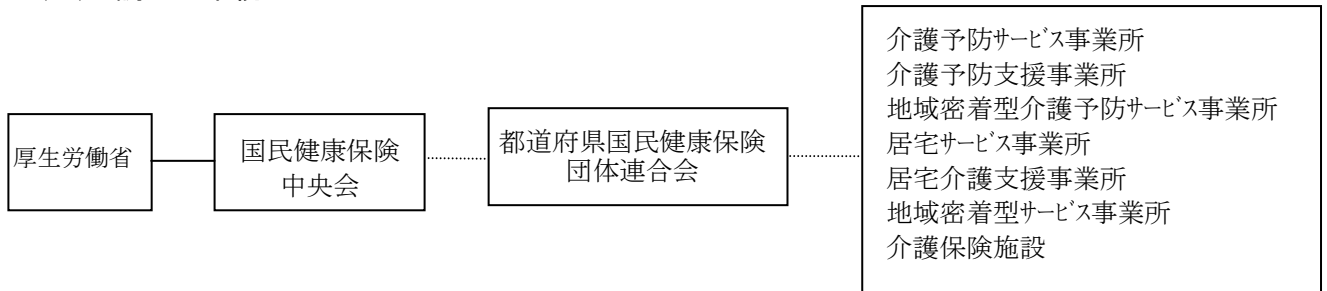
- (1) 介護給付費明細書…性、年齢、要介護(要支援)状態区分、サービス種類別単位数・回数等
- (2) 給付管理票……………性、年齢、要介護(要支援)状態区分、サービス種類別計画単位数等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

国民健康保険中央会の取りまとめのもとに、各都道府県国民健康保険団体連合会において審査した介護給付費明細書等のデータをコピーし、厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により行った。

(2) 調査の系統



6 集計方法

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
表章単位の2分の1未満の場合	0.0
減少数の場合	△

(2) 原審査分について集計している。なお、単位数・件数については、事業所からの請求時点の数値を集計している。

(3) 数値はそれぞれの表章単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。

8 その他

平成23年4月審査分においては、東日本大震災の影響により、介護給付費明細書等を各都道府県国民健康保険団体連合会に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあったものと考えられる。

なお、同震災の影響があると考えられる以下の表について、影響のない平成22年11月審査分を参考表として作成した。

- ・表6 受給者1人当たり費用額の年次推移
- ・表7 サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額及び費用額累計
- ・表8 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額
- ・表11 地域密着型サービス別にみた受給者数の推移

結果の概要

1 受給者の状況

(1) 年間受給者数

平成22年5月審査分から平成23年4月審査分（以下「1年間」という。）における介護予防サービス及び介護サービスの年間累計受給者数をみると49,272.8千人となっており、そのうち介護予防サービス受給者数は10,423.2千人、介護サービス受給者数は38,872.6千人となっている。

また、年間実受給者数（平成22年4月から平成23年3月の各サービス提供月において、1度でも介護予防サービスまたは介護サービスを受給した者）は4,928.2千人となっている。

（表1、表2-1、表2-2）

表1 受給者数の年次推移

（単位：千人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	対前年度増減数
年間累計受給者数	43 827.8	45 331.4	47 182.8	49 272.8	2 090.0
年間実受給者数	4 370.4	4 516.4	4 687.1	4 928.2	241.2

注：1)「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護予防サービス及び介護サービス受給者の合計である。

2)「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の各サービス提供月の介護予防サービスまたは介護サービス受給者について名寄せを行ったものであり、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

表2-1 サービス種類別にみた受給者数

（単位：千人）

介護予防サービス	年間累計受給者数			年間実受給者数		
	平成22年度	平成21年度	対前年度増減数	平成22年度	平成21年度	対前年度増減数
総数	10 423.2	9 973.1	450.1	1 219.1	1 126.9	92.2
介護予防居宅サービス	10 285.7	9 836.4	449.3	1 208.9	1 118.1	90.8
訪問通所	9 968.9	9 519.7	449.3	1 172.9	1 083.5	89.4
介護予防訪問介護	4 857.5	4 665.6	191.9	564.1	524.6	39.4
介護予防訪問入浴介護	5.1	5.2	△ 0.1	1.3	1.2	0.0
介護予防訪問看護	311.8	289.5	22.3	46.4	41.5	4.9
介護予防訪問リハビリテーション	100.3	88.4	11.9	15.5	13.5	2.1
介護予防通所介護	4 118.1	3 926.4	191.8	526.1	482.9	43.2
介護予防通所リハビリテーション	1 399.5	1 379.2	20.3	174.8	166.1	8.7
介護予防福祉用具貸与	2 063.4	1 690.1	373.3	276.6	224.1	52.5
短期入所	118.9	121.2	△ 2.3	41.2	40.5	0.8
介護予防短期入所生活介護	104.5	105.2	△ 0.7	35.8	34.7	1.1
介護予防短期入所療養介護（老健）	13.7	15.3	△ 1.6	5.8	6.1	△ 0.4
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0.9	1.0	△ 0.1	0.4	0.5	△ 0.1
介護予防居宅療養管理指導	257.5	243.3	14.1	40.8	36.7	4.1
介護予防特定施設入居者生活介護	246.4	244.4	2.0	30.9	29.2	1.6
介護予防支援	9 904.3	9 463.0	441.4	1 174.9	1 086.8	88.1
介護予防地域密着型サービス	70.4	62.8	7.6	11.4	9.8	1.7
介護予防認知症対応型通所介護	9.4	9.8	△ 0.4	1.8	1.7	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	51.2	42.3	8.8	7.7	6.1	1.6
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	9.9	10.7	△ 0.8	2.0	1.9	0.1
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注：1)「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護予防サービス及び介護サービス受給者の合計である。

2)「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の各サービス提供月の介護予防サービスまたは介護サービス受給者数について名寄せを行ったものであり、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

3)1年間のうち介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた者は、それぞれに計上される。

表2-2 サービス種類別にみた受給者数

介護サービス

(単位:千人)

	年間累計受給者数			年間実受給者数		
	平成22年度	平成21年度	対前年度増減数	平成22年度	平成21年度	対前年度増減数
総数	38 872.6	37 229.6	1 643.1	4 015.8	3 790.7	225.1
居宅サービス	26 843.1	25 352.0	1 491.1	2 986.9	2 774.0	212.9
訪問通所	23 928.5	22 709.1	1 219.4	2 711.5	2 523.5	188.1
訪問介護	9 897.7	9 527.9	369.9	1 247.9	1 169.6	78.4
訪問入浴介護	963.0	952.5	10.6	148.0	142.2	5.8
訪問看護	3 067.7	2 921.2	146.5	411.9	386.4	25.5
訪問リハビリテーション	724.2	648.1	76.1	98.9	88.9	10.0
通所介護	12 100.8	11 238.1	862.8	1 451.2	1 327.5	123.7
通所リハビリテーション	4 567.4	4 437.6	129.8	541.5	520.4	21.1
福祉用具貸与	12 706.9	11 656.2	1 050.7	1 553.3	1 404.5	148.8
短期入所	4 034.5	3 818.4	216.1	742.3	704.8	37.4
短期入所生活介護	3 429.2	3 215.7	213.5	626.5	589.5	37.0
短期入所療養介護(老健)	612.1	605.7	6.3	145.6	144.3	1.3
短期入所療養介護(病院等)	48.4	50.1	△ 1.7	12.0	12.3	△ 0.3
居宅療養管理指導	3 733.9	3 330.6	403.3	491.6	438.1	53.5
特定施設入居者生活介護	1 465.5	1 325.0	140.6	161.6	144.1	17.5
居宅介護支援	24 136.3	22 949.7	1 186.6	2 768.4	2 582.4	186.0
地域密着型サービス	3 200.7	2 916.1	284.5	358.5	323.1	35.4
夜間対応型訪問介護	68.7	54.0	14.7	10.1	7.9	2.2
認知症対応型通所介護	668.9	630.4	38.5	85.4	79.8	5.6
小規模多機能型居宅介護	511.5	406.6	104.9	65.4	52.1	13.3
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	1 802.5	1 706.5	96.0	188.8	176.0	12.8
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	3.0	2.8	0.2	1.5	1.3	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	37.4	29.3	8.2	4.2	3.4	0.8
地域密着型介護老人福祉施設サービス	115.6	91.7	23.9	12.5	9.8	2.7
施設サービス	10 252.3	10 168.9	83.4	1 108.7	1 093.1	15.6
介護福祉施設サービス	5 287.4	5 201.1	86.3	538.7	525.6	13.1
介護保健施設サービス	3 967.3	3 890.2	77.1	483.7	472.5	11.3
介護療養施設サービス	1 036.8	1 117.5	△ 80.8	136.1	146.1	△ 10.0

- 注:1)「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護予防サービス及び介護サービス受給者の合計である。
 2)「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の各サービス提供月の介護予防サービスまたは介護サービス受給者数について名寄せを行ったものであり、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。
 3)1年間のうち介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた者は、それぞれに計上される。

表3 サービス体系別にみた受給者数の月次推移

(単位:千人)

	平成22年 5月審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月審査分	2月	3月	4月
介護予防サービス総数	837.4	845.6	853.6	859.4	859.7	869.0	879.0	886.3	889.9	883.8	881.0	878.6
介護予防居宅サービス	826.0	834.8	841.9	848.4	848.6	857.7	868.0	874.5	878.6	872.5	870.1	864.5
介護予防地域密着型サービス	5.4	5.6	5.6	5.7	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.2
介護サービス総数	3 161.3	3 198.7	3 209.3	3 212.5	3 229.9	3 236.2	3 258.7	3 272.5	3 275.6	3 270.8	3 266.6	3 280.6
居宅サービス	2 170.0	2 200.8	2 211.0	2 217.8	2 224.8	2 232.6	2 256.1	2 267.1	2 269.9	2 263.4	2 257.6	2 272.2
地域密着型サービス	254.7	257.6	260.0	261.7	263.9	266.0	269.3	271.3	272.5	272.9	274.0	276.7
施設サービス	850.3	853.8	853.8	850.9	857.0	855.9	854.9	854.9	856.2	855.8	853.7	854.9

(2) 要介護(要支援)状態区分の変化

平成22年5月審査分における受給者のうち、平成22年4月から平成23年3月の各サービス提供月について1年間継続して介護予防サービスまたは介護サービスを受給した者（以下「年間継続受給者」という。）は、2,965.4千人となっている（表4）。

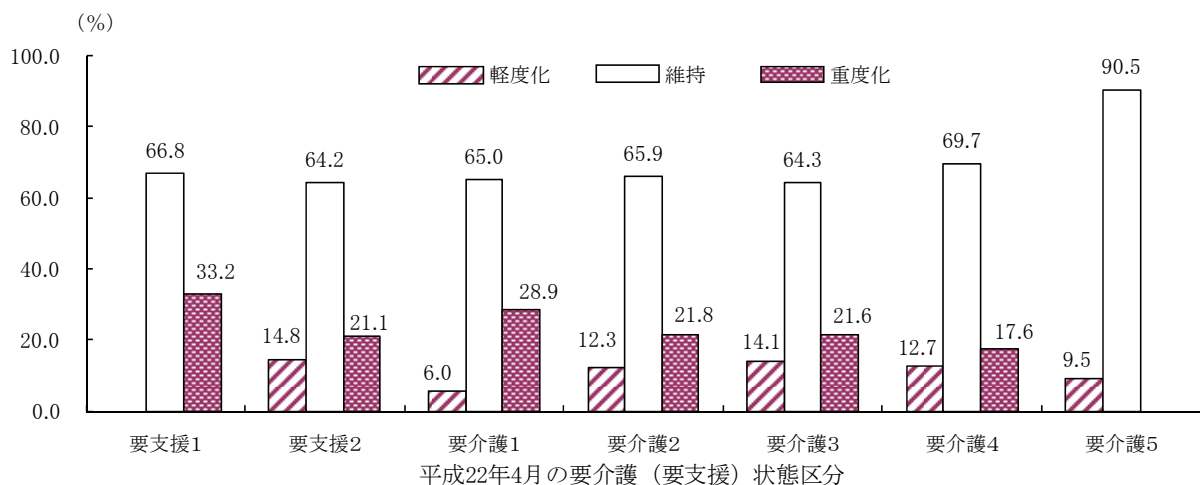
年間継続受給者の要介護(要支援)状態区分を平成22年4月と平成23年3月で比較すると、「要支援2」～「要介護4」において、軽度化よりも重度化の割合が高くなっている（図1）。

表4 年間継続受給者数の要介護(要支援)状態区分の変化別割合

(単位:%)

		平成23年3月							
		総数 (2,965.4千人)	要支援1 (248.2千人)	要支援2 (326.3千人)	要介護1 (493.1千人)	要介護2 (589.6千人)	要介護3 (486.8千人)	要介護4 (431.5千人)	要介護5 (390.0千人)
平成22年4月	総数 (2,965.4千人)	100.0%	8.4	11.0	16.6	19.9	16.4	14.6	13.2
	要支援1 (275.9千人)	9.3%	66.8	21.6	7.9	2.5	0.7	0.3	0.1
	要支援2 (358.4千人)	12.1%	14.8	64.2	12.5	6.2	1.5	0.7	0.2
	要介護1 (534.6千人)	18.0%	1.5	4.6	65.0	20.3	6.0	2.1	0.6
	要介護2 (584.5千人)	19.7%	0.3	1.6	10.4	65.9	15.4	5.0	1.4
	要介護3 (494.8千人)	16.7%	0.1	0.4	2.7	10.8	64.3	16.5	5.2
	要介護4 (407.5千人)	13.7%	0.1	0.2	0.9	2.9	8.6	69.7	17.6
	要介護5 (309.8千人)	10.4%	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	7.3	90.5

図1 年間継続受給者数の要介護(要支援)状態区分の変化別割合



(3) 性・年齢階級別にみた受給者の状況

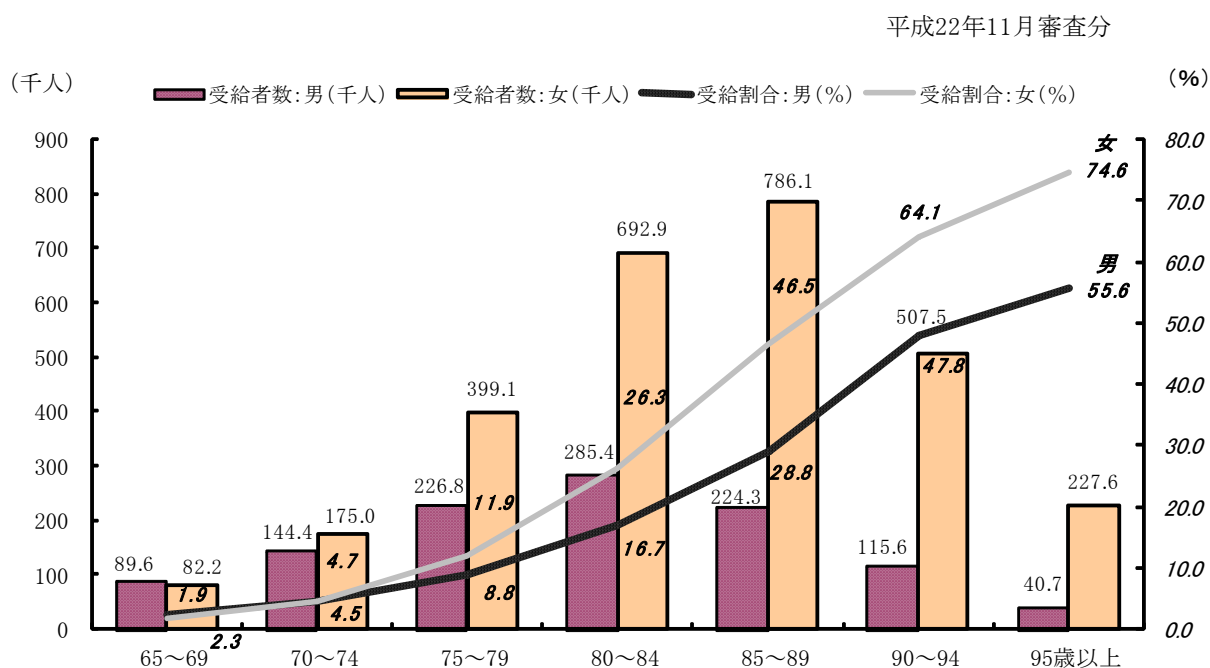
平成23年4月審査分においては、認定者数5,189.2千人、受給者数4,157.0千人となっており、受給者を性別にみると、「男」1,210.8千人(29.1%)、「女」2,946.2千人(70.9%)となっている。また、認定者に対する受給者の割合をみると、「男」76.6%、「女」81.7%となっている。(表5)

65歳以上の年齢階級別人口に占める受給者の割合(平成22年11月審査分)を男女別にみると、「70~74歳」以降の全ての階級において、女性の受給割合が男性を上回っている(図2)。

表5 性別にみた認定者数・受給者数及び認定者数に占める受給者数の割合

	認定者数(千人)①		受給者数(千人)②		構成割合(%)		受給者割合(%)②/①	
	平成23年 4月審査分	平成22年 4月審査分	平成23年 4月審査分	平成22年 4月審査分	平成23年 4月審査分	平成22年 4月審査分	平成23年 4月審査分	平成22年 4月審査分
総数	5 189.2	4 967.2	4 157.0	3 989.0	100.0	100.0	80.1	80.3
男	1 581.0	1 506.6	1 210.8	1 156.7	29.1	29.0	76.6	76.8
女	3 608.2	3 460.6	2 946.2	2 832.3	70.9	71.0	81.7	81.8

図2 性・年齢階級別にみた65歳以上人口に占める受給者の割合



注:人口は、総務省統計局「平成22年国勢調査抽出速報集計結果」を使用した。

2 受給者1人当たり費用額

(1) サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額

平成23年4月審査分の受給者1人当たり費用額は155.8千円となっており、平成22年4月審査分と比較すると1.5千円減少している(表6)。

平成22年4月審査分と平成23年4月審査分の受給者1人当たり費用額をサービス種類別に比較すると、介護予防地域密着型サービスの減少が大きい(表7)。

表6 受給者1人当たり費用額の年次推移

(単位:千円)

	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	対前年同月 増減額
	審査分	審査分	審査分	審査分	審査分	
総数	148.9	150.0	151.2	157.3	155.8	△ 1.5

- 注: 1) 受給者1人当たり費用額 = 費用額/受給者数
 2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払い含まない。
 3) 平成23年4月審査分においては、東日本大震災の影響により、介護給付費明細書等を各都道府県国民健康保険団体連合会に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあったものと考えられる。

表7 サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額及び費用額累計

介護予防サービス	1人当たり費用額 (単位:千円)			平成22年度 費用額・累計 (単位:百万円)	介護サービス	1人当たり費用額 (単位:千円)			平成22年度 費用額・累計 (単位:百万円)
	平成23年 4月審査分	平成22年 4月審査分	対前年 同月 増減額			平成23年 4月審査分	平成22年 4月審査分	対前年 同月 増減額	
総数	39.4	40.0	△ 0.6	413 242	総数	186.9	188.3	△ 1.3	7 166 465
介護予防居宅サービス	35.2	35.7	△ 0.5	363 995	居宅サービス	119.2	120.1	△ 0.9	3 155 348
訪問通所	33.2	33.6	△ 0.4	332 896	訪問通所	103.3	104.2	△ 0.9	2 432 909
介護予防訪問介護	20.2	20.3	△ 0.1	98 754	訪問介護	66.5	67.0	△ 0.5	646 915
介護予防訪問入浴介護	35.6	35.3	0.3	177	訪問入浴介護	58.6	60.3	△ 1.7	57 057
介護予防訪問看護	30.6	30.1	0.5	9 025	訪問看護	46.9	47.2	△ 0.3	138 383
介護予防訪問リハビリテーション	29.4	29.0	0.5	2 795	訪問リハビリテーション	34.1	33.6	0.6	23 405
介護予防通所介護	36.0	36.4	△ 0.4	149 280	通所介護	84.3	84.9	△ 0.6	1 000 744
介護予防通所リハビリテーション	42.0	42.7	△ 0.7	59 482	通所リハビリテーション	82.2	85.2	△ 3.0	372 459
介護予防福祉用具貸与	6.4	6.5	△ 0.1	13 384	福祉用具貸与	15.2	15.3	△ 0.2	193 946
短期入所	35.1	36.0	△ 0.8	4 184	短期入所	96.9	95.5	1.5	381 084
介護予防短期入所生活介護	34.3	35.2	△ 0.8	3 588	短期入所生活介護	97.3	95.7	1.6	323 959
介護予防短期入所療養介護(老健)	40.2	41.0	△ 0.8	559	短期入所療養介護(老健)	84.8	84.7	0.1	52 057
介護予防短期入所療養介護(病院等)	37.9	40.0	△ 2.1	37	短期入所療養介護(病院等)	108.2	101.8	6.5	5 068
介護予防居宅療養管理指導	10.6	10.5	0.1	2 675	居宅療養管理指導	11.4	11.1	0.3	41 613
介護予防特定施設入居者生活介護	99.4	102.4	△ 3.0	24 240	特定施設入居者生活介護	208.6	207.5	1.1	299 743
介護予防支援	4.3	4.3	△ 0.0	43 111	居宅介護支援	13.5	13.4	0.2	325 372
介護予防地域密着型サービス	86.3	92.9	△ 6.6	6 137	地域密着型サービス	221.6	222.4	△ 0.7	698 679
介護予防認知症対応型通所介護	43.9	46.7	△ 2.8	409	夜間対応型訪問介護	26.0	26.9	△ 0.9	1 812
介護予防小規模多機能型居宅介護	65.6	66.0	△ 0.4	3 356	認知症対応型通所介護	113.9	115.4	△ 1.5	75 090
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	242.6	246.9	△ 4.3	2 370	小規模多機能型居宅介護	199.5	199.6	△ 0.1	102 321
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	65.2	-	65.2	2	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	271.1	271.2	△ 0.2	480 159
					認知症対応型共同生活介護(短期利用)	78.7	78.0	0.7	220
					地域密着型特定施設入居者生活介護	212.6	211.8	0.8	7 741
					地域密着型介護老人福祉施設サービス	276.4	276.1	0.3	31 335
					施設サービス	296.5	296.7	△ 0.2	2 987 065
					介護福祉施設サービス	277.0	276.3	0.7	1 436 471
					介護保健施設サービス	294.3	293.8	0.5	1 147 598
					介護療養施設サービス	394.8	394.2	0.6	402 996

- 注: 1) 受給者1人当たり費用額 = 費用額/受給者数
 2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払い含まない。
 3) 平成23年4月審査分においては、東日本大震災の影響により、介護給付費明細書等を各都道府県国民健康保険団体連合会に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあったものと考えられる。

(2) 都道府県別にみた受給者 1 人当たり費用額

平成 23 年 4 月審査分における受給者 1 人当たり費用額を都道府県別にみると、介護予防サービスは福井県が 43.7 千円と最も高く、次いで佐賀県が 43.2 千円、沖縄県が 43.0 千円となっている。介護サービスでは、沖縄県が 210.6 千円、次いで高知県が 206.8 千円、石川県が 202.4 千円となっている。(表 8)

表 8 都道府県別にみた受給者 1 人当たり費用額

平成23年4月審査分

(単位:千円)

	介護予防サービス				介護サービス			
	総数	介護予防居宅サービス	介護予防地域密着型サービス		総数	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
全 国	39.4	35.2	86.3	全 国	186.9	119.2	221.6	296.5
北海道	40.3	36.0	86.0	北海道	186.2	101.3	237.0	299.1
青森県	39.5	35.4	98.8	青森県	180.4	108.4	247.7	297.4
岩手県	32.8	28.9	71.3	岩手県	168.4	88.1	221.7	292.4
宮城県	27.8	26.1	126.6	宮城県	160.6	84.0	217.8	286.9
秋田県	37.5	33.0	75.7	秋田県	180.1	113.0	232.9	288.9
山形県	38.2	34.5	81.0	山形県	179.9	109.2	212.1	285.2
福島県	31.3	28.0	85.3	福島県	159.8	83.7	193.8	280.2
茨城県	37.6	34.6	107.2	茨城県	177.1	101.0	240.1	283.3
栃木県	41.0	36.6	82.0	栃木県	181.3	115.7	214.8	292.2
群馬県	40.9	36.6	75.7	群馬県	191.1	123.8	234.4	289.0
埼玉県	39.6	35.5	98.4	埼玉県	180.3	116.0	236.3	289.0
千葉県	39.4	35.3	79.4	千葉県	179.9	119.8	233.2	291.8
東京都	39.7	35.6	81.4	東京都	185.6	127.9	167.0	308.6
神奈川県	39.6	35.6	88.3	神奈川県	182.1	117.4	217.5	299.4
新潟県	40.9	36.4	76.4	新潟県	193.0	121.2	210.8	296.8
富山県	40.5	36.2	76.9	富山県	198.4	116.0	208.7	308.5
石川県	42.6	37.9	97.4	石川県	202.4	121.6	236.9	295.7
福井県	43.7	39.2	75.3	福井県	197.6	121.1	207.3	293.1
山梨県	39.9	35.9	106.5	山梨県	188.5	129.3	227.3	285.5
長野県	38.5	34.6	73.8	長野県	184.2	121.1	200.6	290.3
岐阜県	38.6	34.1	90.0	岐阜県	187.2	117.5	231.8	283.4
静岡県	40.8	36.4	108.2	静岡県	189.9	120.5	210.9	293.5
愛知県	40.5	36.3	105.8	愛知県	191.7	128.7	228.7	295.1
三重県	38.0	33.6	84.8	三重県	183.8	122.9	222.1	290.7
滋賀県	38.5	34.3	70.6	滋賀県	181.9	120.7	193.7	291.7
京都府	34.8	30.7	66.9	京都府	183.1	111.9	187.0	311.2
大阪府	36.7	32.5	77.7	大阪府	183.7	126.4	229.4	300.8
兵庫県	39.9	35.6	82.8	兵庫県	190.5	125.7	221.2	297.2
奈良県	40.9	36.7	101.9	奈良県	181.4	118.7	233.7	288.5
和歌山県	37.2	33.0	97.4	和歌山県	188.6	127.2	232.6	292.3
鳥取県	42.3	37.9	64.3	鳥取県	200.6	125.4	215.1	297.2
島根県	39.6	35.3	70.4	島根県	188.1	115.2	210.2	292.2
岡山県	40.9	36.3	83.3	岡山県	188.7	117.8	237.9	290.9
広島県	40.2	35.9	71.6	広島県	192.3	122.1	228.4	299.0
山口県	39.2	35.0	71.3	山口県	195.7	118.6	209.8	304.8
徳島県	39.9	35.4	108.4	徳島県	194.4	107.8	248.1	300.9
香川県	41.9	37.6	74.5	香川県	188.8	119.4	218.3	289.5
愛媛県	40.0	35.3	126.7	愛媛県	193.5	120.6	243.4	298.1
高知県	37.4	33.1	105.4	高知県	206.8	120.2	241.3	319.0
福岡県	41.0	36.5	96.8	福岡県	197.2	123.6	235.5	304.9
佐賀県	43.2	38.0	118.4	佐賀県	202.2	130.2	233.9	300.0
長崎県	40.5	36.7	89.1	長崎県	193.9	120.9	239.4	290.0
熊本県	41.6	37.1	75.3	熊本県	196.7	118.5	216.6	303.9
大分県	39.6	35.3	74.3	大分県	192.3	128.1	215.5	292.8
宮崎県	41.1	36.8	99.3	宮崎県	198.5	134.3	238.6	299.1
鹿児島県	40.6	36.2	79.2	鹿児島県	195.8	115.1	233.7	293.4
沖縄県	43.0	39.1	64.0	沖縄県	210.6	155.3	225.3	294.3

注：1) 受給者 1 人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数

2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払いは含まない。

3) 平成23年 4 月審査分においては、東日本大震災の影響により、介護給付費明細書等を各都道府県国民健康保険団体連合会に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあったものと考えられる。

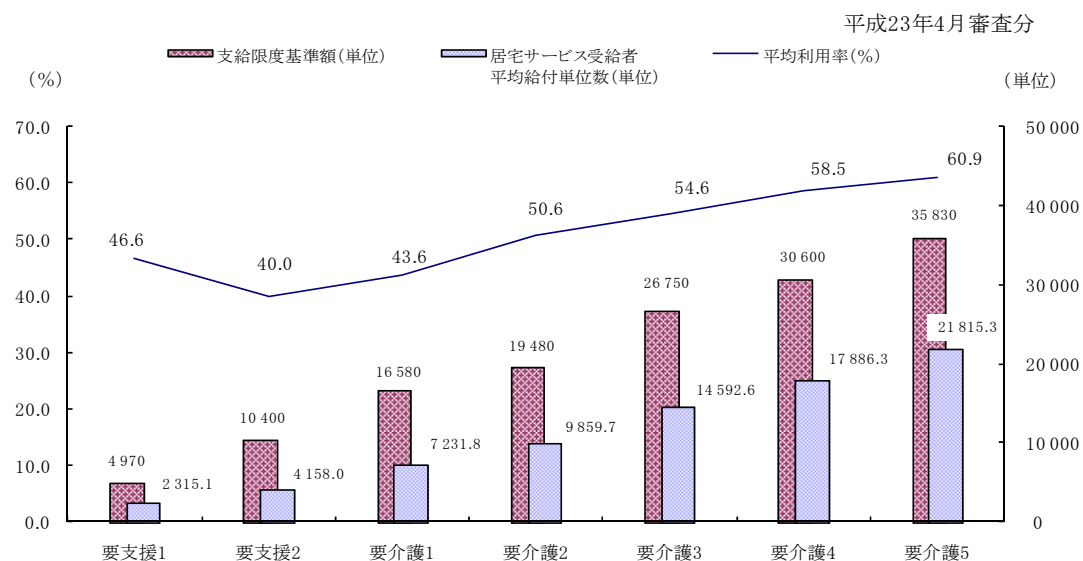
3 居宅サービスの状況

(1) 利用状況

平成23年4月審査分における平均利用率（居宅サービス受給者平均給付単位数の支給限度基準額（単位）に対する割合）を要介護（要支援）状態区別にみると、「要介護5」60.9%が最も高く、次いで「要介護4」58.5%、「要介護3」54.6%となっている（図3）。

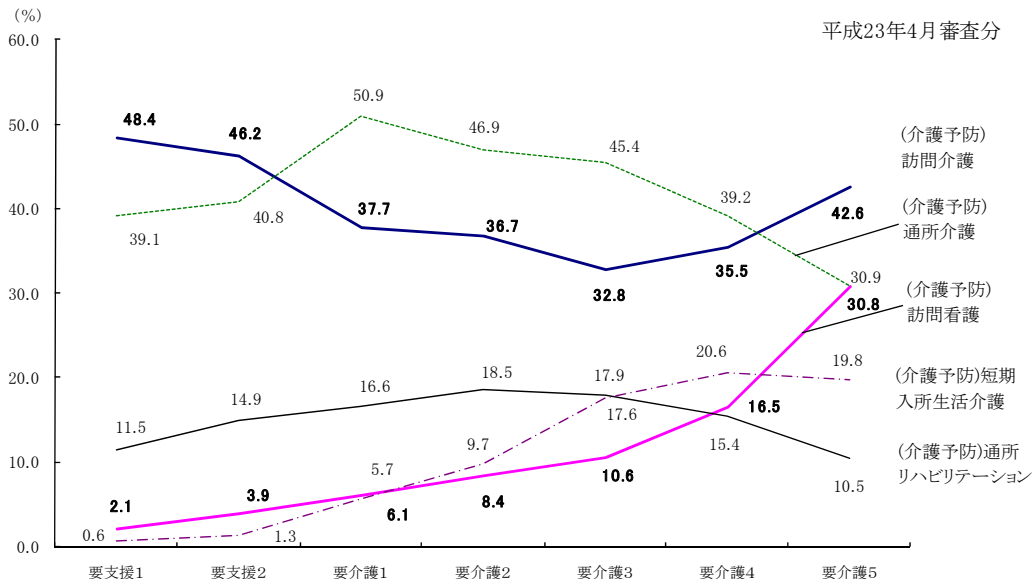
また、居宅サービス種類別に受給者の要介護（要支援）状態区別利用割合（居宅サービス種類別受給者数の居宅サービス受給者数に対する割合）をみると、訪問介護及び通所介護はいずれの要介護（要支援）状態区分でも3割を超えている。訪問看護は、要介護（要支援）状態区分が高くなるに従って利用割合も高くなっている。（図4）

図3 居宅サービス受給者の平均給付単位数・平均利用率



注: 1) 居宅サービス受給者平均給付単位数は(居宅サービス給付単位数/受給者数)である。
2) 平均利用率(%)は(平均給付単位数/支給限度基準額×100)である。

図4 居宅サービス種類別にみた受給者の要介護(要支援)状態区別利用割合

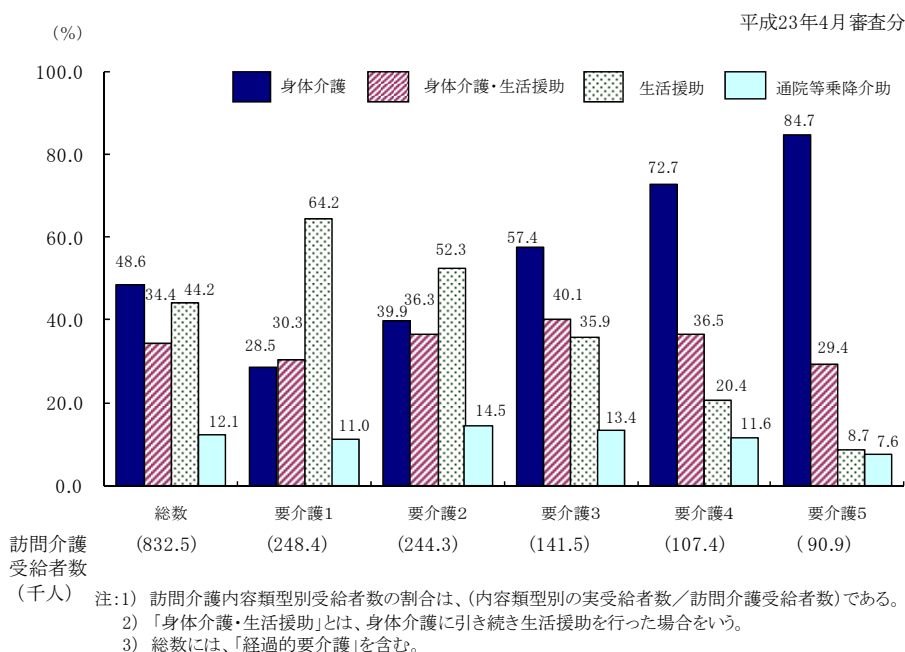


注: 利用割合は(居宅サービス種類別受給者数/居宅サービス受給者数)である。

(2) 訪問介護

平成23年4月審査分の訪問介護受給者について要介護状態区別に訪問介護内容種類の割合をみると、要介護1では「生活援助」64.2%、要介護5では「身体介護」84.7%となっており、要介護状態区分が高くなるに従って「身体介護」の利用割合が高くなり、「生活援助」の利用割合は低くなっている（図5）。

図5 要介護状態区別にみた訪問介護内容類型別受給者数の割合



(3) 通所介護・通所リハビリテーション

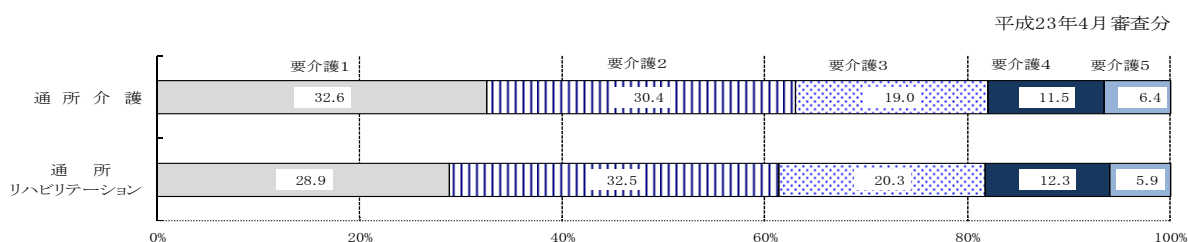
平成23年4月審査分の通所介護と通所リハビリテーションの受給者数を要介護状態区別にみると、「要介護1」～「要介護3」が約8割となっている（表9、図6）。

表9 通所介護—通所リハビリテーションの要介護状態区別受給者数及び割合

平成23年4月審査分

	通所介護		通所リハビリテーション	
	受給者数(千人)	構成割合(%)	受給者数(千人)	構成割合(%)
総数	1 027.9	100.0	378.5	100.0
要介護1	335.4	32.6	109.5	28.9
要介護2	312.2	30.4	123.1	32.5
要介護3	195.6	19.0	77.0	20.3
要介護4	118.7	11.5	46.5	12.3
要介護5	65.9	6.4	22.4	5.9

図6 通所介護—通所リハビリテーションの要介護状態区別受給者数の割合



(4) 福祉用具貸与

福祉用具貸与種目別に、1年間の単位数の割合をみると、「特殊寝台」が33.7%、「車いす」が21.2%となっており、「特殊寝台付属品」及び「車いす付属品」を含めると、特殊寝台及び車いすの貸与が全体の約7割を占めている（表10）。

また、平成23年4月審査分の要介護（要支援）状態区分別件数の割合をみると、「体位変換器」や「床ずれ防止用具」で要介護5の割合が高くなっている（図7）。

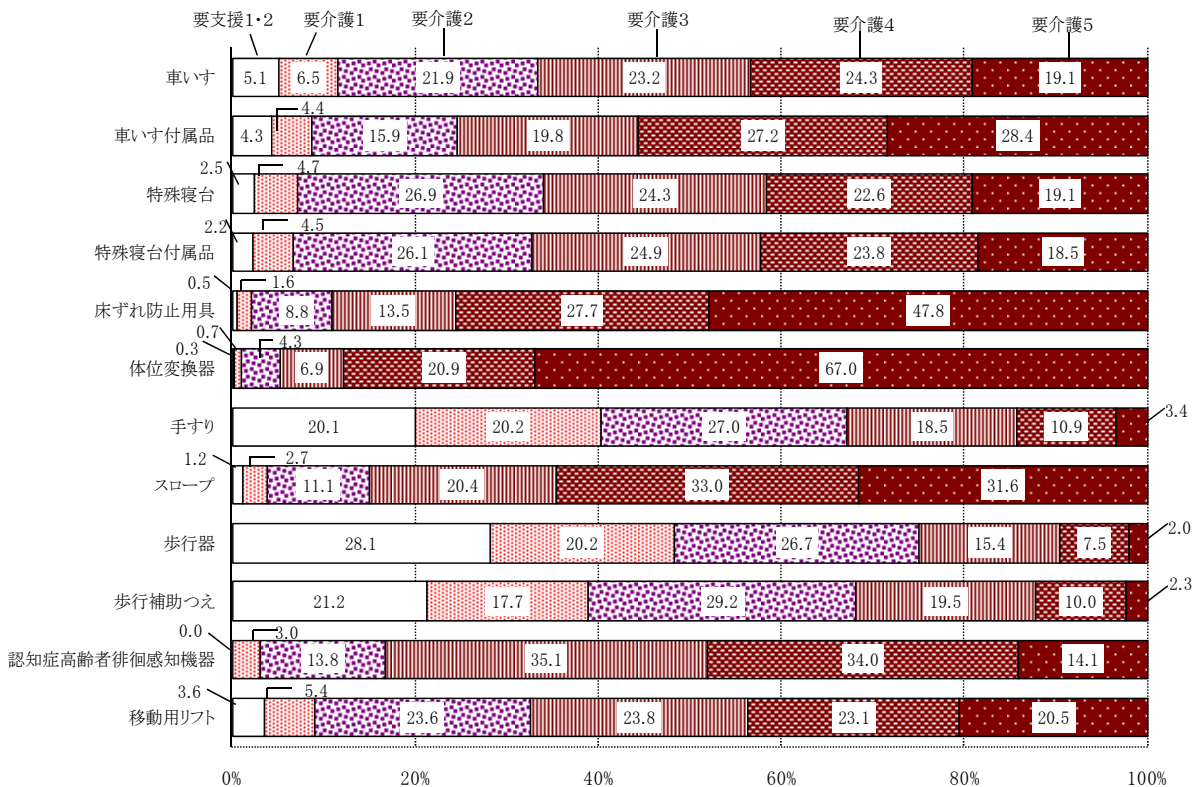
表10 福祉用具貸与種目別にみた件数・単位数

	件 数				単 位 数			
	平成22年度 (千件)	構成割合(%)	平成21年度 (千件)	対前年度 増減数(千件)	平成22年度 (千単位)	構成割合(%)	平成21年度 (千単位)	対前年度 増減数(千単位)
総数	51 505.7	100.0	46 054.1	5 451.6	20 817 633	100.0	19 209 184	1 608 449
車いす	6 405.7	12.4	5 953.2	452.5	4 417 128	21.2	4 194 859	222 269
車いす付属品	1 968.4	3.8	1 735.0	233.4	368 669	1.8	326 106	42 563
特殊寝台	7 496.0	14.6	6 994.5	501.5	7 020 178	33.7	6 641 417	378 761
特殊寝台付属品	20 990.5	40.8	19 214.5	1 776.0	2 902 804	13.9	2 730 344	172 460
床ずれ防止用具	2 341.8	4.5	2 176.1	165.7	1 527 577	7.3	1 427 660	99 917
体位変換器	225.8	0.4	195.7	30.1	64 893	0.3	58 248	6 645
手すり	5 506.3	10.7	4 041.2	1 465.1	1 546 475	7.4	1 160 377	386 099
スロープ	1 209.5	2.3	1 083.1	126.4	753 622	3.6	678 067	75 555
歩行器	3 451.2	6.7	2 941.4	509.8	1 011 391	4.9	870 610	140 781
歩行補助つえ	1 150.9	2.2	1 019.4	131.5	129 531	0.6	115 593	13 939
認知症高齢者徘徊感知機器	103.4	0.2	73.8	29.6	72 187	0.3	55 607	16 580
移動用リフト	656.2	1.3	626.1	30.1	1 003 179	4.8	950 297	52 882

注：各年度とも5月審査分～翌年4月審査分までの累計である。

図7 福祉用具貸与種目別にみた要介護（要支援）状態区分別件数の割合

平成23年4月審査分



4 地域密着型サービスの状況

地域密着型サービス別に受給者数をみると、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）が多くなっている。なお、受給者数の推移をみると、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）が大きく増加している。（表 11）

また、地域密着型サービス別に受給者の要介護（要支援）状態区分別の割合をみると、地域密着型介護老人福祉施設サービスでは、「要介護 4」「要介護 5」の受給者の割合が高くなっている（図 8）。

表 11 地域密着型サービス別にみた受給者数の推移

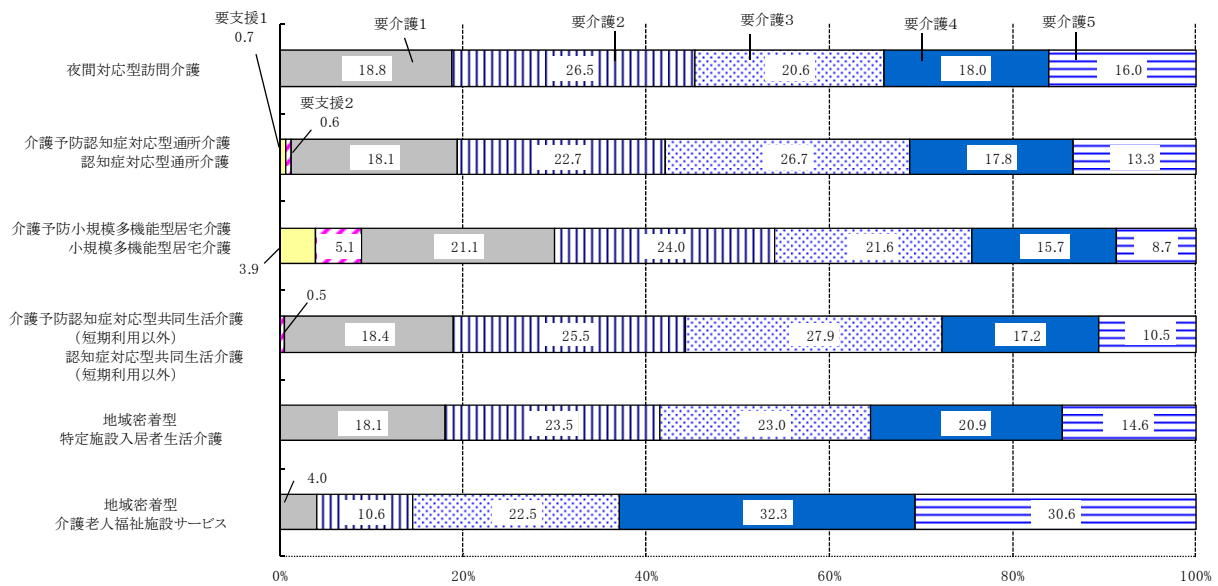
	平成19年4月 審査分	平成20年4月 審査分	平成21年4月 審査分	平成22年4月 審査分	平成23年4月 審査分
介護予防認知症対応型通所介護	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7
介護予防小規模多機能型居宅介護	0.6	2.0	3.0	3.6	4.6
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	0.8	0.9	1.0	0.9	0.8
夜間対応型訪問介護	0.6	2.2	3.9	5.0	6.3
認知症対応型通所介護	41.5	46.1	49.9	53.6	56.1
小規模多機能型居宅介護	5.6	18.1	28.8	37.4	46.3
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	124.3	132.6	138.7	144.7	154.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.5	1.3	1.9	2.7	3.4
地域密着型介護老人福祉施設サービス	1.0	3.0	5.7	8.4	10.5

（単位：千人）

注：平成23年4月審査分においては、東日本大震災の影響により、介護給付費明細書等を各都道府県国民健康保険団体連合会に提出できない介護サービス事業所等や介護給付費明細書によらない概算請求・支払いがあったものと考えられる。

図8 地域密着型サービス別にみた要介護(要支援)状態区分別受給者数の割合

平成 23 年 4 月 審査分



5 施設サービスの状況

(1) 要介護状態区別にみた単位数・受給者1人当たり費用額

各施設サービスの1年間の単位数は、介護福祉施設サービスが最も高く、次いで介護保健施設サービス、介護療養施設サービスとなっている。なお、要介護状態区別にみると、介護福祉施設サービスでは「要介護4」「要介護5」の割合が多く、介護保健施設サービスでは「要介護3」「要介護4」の割合が多く、介護療養施設サービスでは「要介護5」の割合が多くなっている。(表12)

また、施設サービス受給者1人当たり費用額をみると、いずれの施設サービスも要介護状態区分が高くなるほど費用額も高くなっており、特に介護療養施設サービスではその差が大きい(図9)。

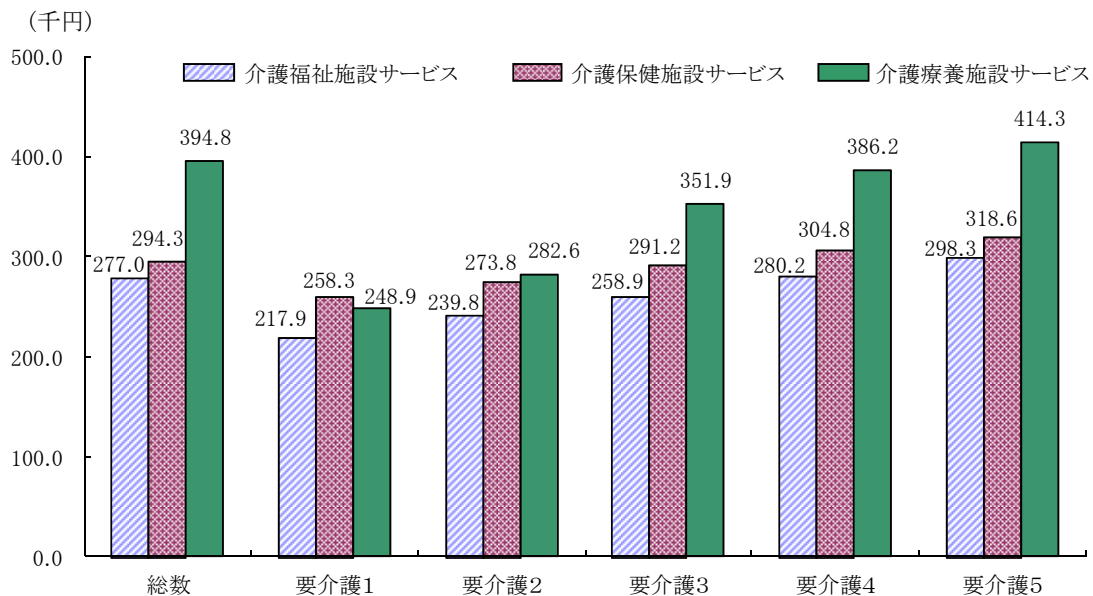
表12 施設サービス別にみた要介護状態区別単位数

平成22年5月審査分～平成23年4月審査分

	介護福祉施設サービス		介護保健施設サービス		介護療養施設サービス	
	単位数 (千単位)	構成割合 (%)	単位数 (千単位)	構成割合 (%)	単位数 (千単位)	構成割合 (%)
総数	141 803 606	100.0	113 357 949	100.0	37 879 563	100.0
要介護1	3 369 576	2.4	8 964 434	7.9	283 664	0.7
要介護2	10 686 034	7.5	18 693 278	16.5	810 069	2.1
要介護3	27 229 294	19.2	28 386 685	25.0	2 977 533	7.9
要介護4	46 601 590	32.9	32 040 175	28.3	10 398 304	27.5
要介護5	53 915 735	38.0	25 273 158	22.3	23 409 965	61.8

図9 要介護状態区別にみた施設サービス別受給者1人当たり費用額

平成23年4月審査分



注：受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数

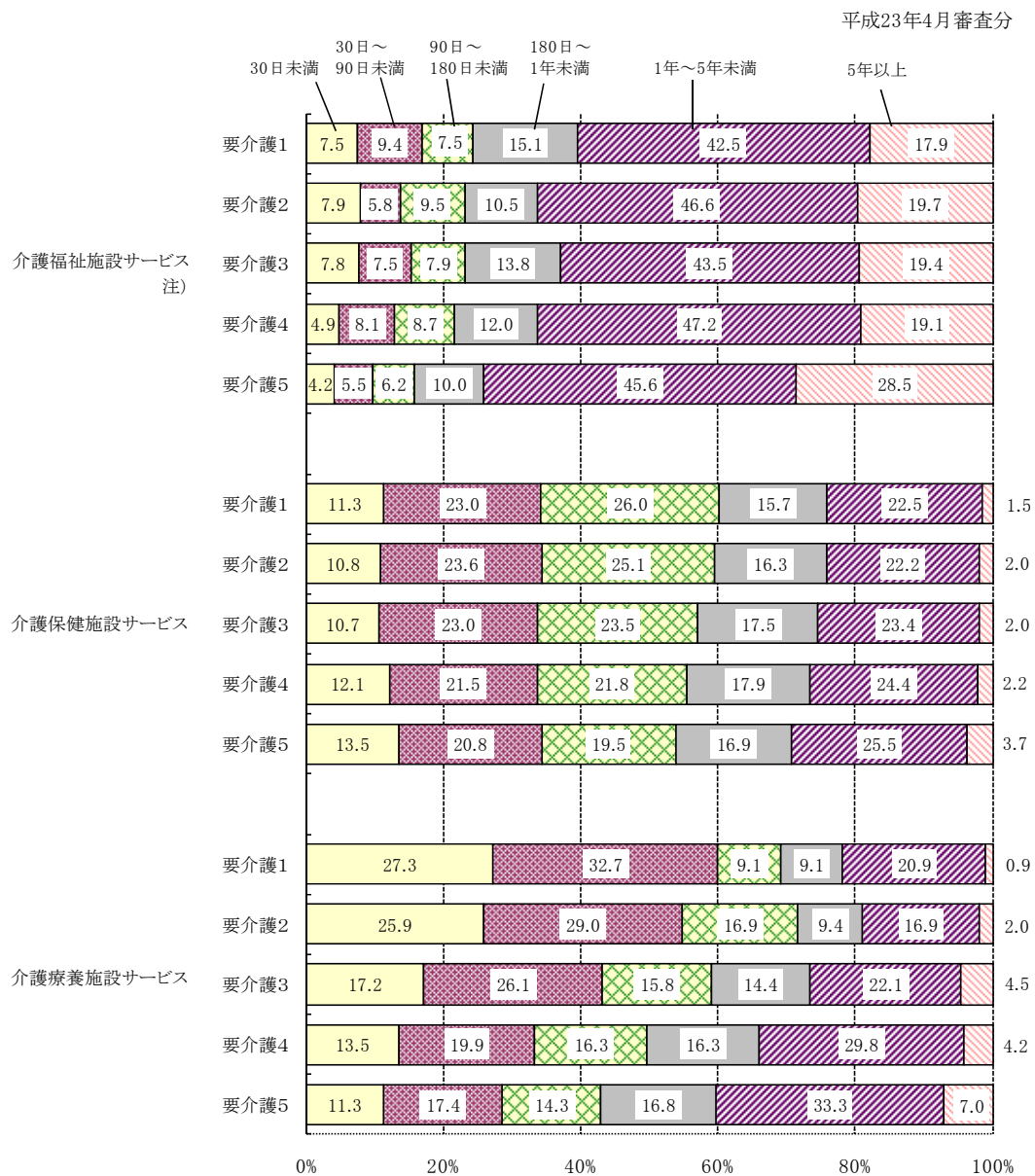
(2) 退所(院)者の入所(院)期間別割合

平成23年3月中に退所(院)した施設サービス受給者について、要介護状態区別に入所(院)期間の割合をみると、介護福祉施設サービスでは、いずれの要介護状態区分でも1年～5年未満の割合が最も多く、次いで5年以上が多い。

介護保健施設サービスでは、要介護状態区別にあまり差はみられない。

介護療養施設サービスでは、「要介護1」「要介護2」では90日未満の割合が多く、「要介護4」「要介護5」では、1年～5年未満の割合が多い。(図10)

図10 施設サービス・要介護状態区別にみた退所(院)者の入所(院)期間別構成割合



注：介護福祉施設サービスには、地域密着型介護老人福祉施設サービスを含む。

統計表1 介護予防サービス受給者数, 月・サービス種類別

(単位:千人)

	平成22年5月 審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年1月 審査分	2月	3月	4月
総数	837.4	845.6	853.6	859.4	859.7	869.0	879.0	886.3	889.9	883.8	881.0	878.6
介護予防居宅サービス	826.0	834.8	841.9	848.4	848.6	857.7	868.0	874.5	878.6	872.5	870.1	864.5
訪問通所	800.3	808.4	815.9	822.0	822.1	831.3	841.5	848.0	852.1	845.5	843.8	838.1
介護予防訪問介護	389.8	393.3	396.7	399.7	401.1	405.8	411.0	413.4	416.1	412.0	410.7	407.8
介護予防訪問入浴介護	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4
介護予防訪問看護	24.5	25.0	25.4	25.6	25.8	26.0	26.4	26.6	26.8	26.6	26.6	26.5
介護予防訪問リハビリテーション	7.6	7.7	7.9	8.1	8.2	8.3	8.5	8.7	8.8	8.7	8.8	8.9
介護予防通所介護	331.3	335.1	339.3	340.8	337.4	342.6	347.7	351.6	352.2	346.7	347.8	345.7
介護予防通所リハビリテーション	114.5	115.0	116.2	116.6	115.7	117.1	118.3	118.9	118.5	116.8	116.4	115.4
介護予防福祉用具貸与	154.1	158.7	161.9	165.2	168.5	171.3	175.5	178.3	181.0	182.4	182.6	183.9
短期入所	9.8	10.0	9.6	10.2	10.7	10.1	10.6	10.3	9.5	9.6	9.1	9.4
介護予防短期入所生活介護	8.6	8.7	8.4	9.0	9.4	8.9	9.3	9.1	8.4	8.5	8.0	8.2
介護予防短期入所療養介護(老健)	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	1.1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
介護予防居宅療養管理指導	20.1	21.0	21.0	21.3	21.3	21.4	21.7	21.9	21.9	22.2	21.9	21.8
介護予防特定施設入居者生活介護	20.2	20.2	20.3	20.4	20.4	20.5	20.5	20.6	20.8	20.9	20.7	20.8
介護予防支援	796.1	800.8	811.8	816.7	816.3	826.5	835.7	842.9	846.1	838.6	837.3	835.6
介護予防地域密着型サービス	5.4	5.6	5.6	5.7	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1	6.2
介護予防認知症対応型通所介護	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7
介護予防小規模多機能型居宅介護	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5	4.6
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

統計表2 介護サービス受給者数、月・サービス種類別

(単位:千人)

	平成22年5月 審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年1月 審査分	2月	3月	4月
総数	3 161.3	3 198.7	3 209.3	3 212.5	3 229.9	3 236.2	3 258.7	3 272.5	3 275.6	3 270.8	3 266.6	3 280.6
居宅サービス	2 170.0	2 200.8	2 211.0	2 217.8	2 224.8	2 232.6	2 256.1	2 267.1	2 269.9	2 263.4	2 257.6	2 272.2
訪問通所	1 940.2	1 962.7	1 975.2	1 981.5	1 981.4	1 991.5	2 013.2	2 021.7	2 024.8	2 012.1	2 005.5	2 018.9
訪問介護	808.0	811.5	818.9	822.1	819.3	825.7	834.0	836.6	836.1	827.8	825.3	832.5
訪問入浴介護	79.5	80.0	80.4	80.2	79.4	79.5	80.5	80.7	82.6	80.4	79.8	79.9
訪問看護	249.0	250.5	254.2	255.0	254.0	255.8	258.7	259.9	259.3	257.2	256.2	257.9
訪問リハビリテーション	57.0	57.9	59.1	59.6	59.5	60.1	61.1	61.8	62.1	61.6	61.9	62.6
通所介護	971.6	985.2	995.1	999.5	997.1	1 008.1	1 023.4	1 030.3	1 030.1	1 015.2	1 017.2	1 027.9
通所リハビリテーション	375.1	379.2	381.9	382.4	379.8	381.4	385.7	386.0	384.6	377.5	375.4	378.5
福祉用具貸与	1 015.5	1 032.9	1 042.8	1 046.9	1 049.8	1 054.1	1 068.5	1 075.0	1 081.3	1 080.0	1 076.0	1 084.0
短期入所	325.7	333.5	330.7	335.7	346.1	340.2	350.6	348.2	339.3	331.4	323.3	329.7
短期入所生活介護	275.6	281.6	279.3	284.0	293.9	288.9	296.8	295.0	289.4	284.5	277.7	282.5
短期入所療養介護(老健)	50.6	52.2	51.9	52.2	52.9	52.0	54.5	53.9	50.6	47.4	46.1	47.7
短期入所療養介護(病院等)	4.0	4.2	4.1	4.1	4.3	4.1	4.2	4.1	4.0	3.8	3.8	3.9
居宅療養管理指導	291.3	301.3	304.0	304.8	307.9	308.8	313.9	317.3	317.9	320.3	321.8	324.6
特定施設入居者生活介護	117.0	117.8	118.8	119.5	120.6	121.6	122.7	123.7	124.7	125.5	126.1	127.7
居宅介護支援	1 961.5	1 976.6	1 993.8	1 997.6	1 998.1	2 009.4	2 029.0	2 038.9	2 042.6	2 027.4	2 022.5	2 039.0
地域密着型サービス	254.7	257.6	260.0	261.7	263.9	266.0	269.3	271.3	272.5	272.9	274.0	276.7
夜間対応型訪問介護	5.1	5.3	5.4	5.4	5.5	5.6	5.8	5.9	6.0	6.1	6.2	6.3
認知症対応型通所介護	54.0	54.7	55.1	55.2	55.4	55.9	56.8	57.1	56.8	55.9	55.7	56.1
小規模多機能型居宅介護	38.5	39.5	40.2	41.1	41.6	42.3	43.2	44.1	44.3	44.9	45.6	46.3
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	145.8	146.6	147.5	148.1	149.1	149.7	150.8	151.5	152.5	153.0	153.2	154.6
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4
地域密着型介護老人福祉施設サービス	8.8	9.0	9.1	9.3	9.5	9.6	9.8	9.8	9.9	10.1	10.3	10.5
施設サービス	850.3	853.8	853.8	850.9	857.0	855.9	854.9	854.9	856.2	855.8	853.7	854.9
介護福祉施設サービス	435.4	439.5	439.9	437.7	441.6	441.0	441.5	442.6	442.4	442.5	441.9	441.3
介護保健施設サービス	329.4	328.8	329.2	329.1	330.8	331.4	330.5	330.6	332.2	331.8	330.8	332.7
介護療養施設サービス	89.4	88.9	88.3	87.2	87.6	86.5	85.9	85.0	84.9	84.6	84.2	84.4

統計表3-1 受給者数、要介護(要支援)状態区分・性・年齢階級別

平成22年11月審査分
(単位:千人)

	総数	介護予防サービス		介護サービス				
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者総数	4 135.9	398.1	478.4	739.1	796.5	650.9	576.9	496.1
40～64歳	138.7	7.3	16.4	22.1	34.3	23.0	17.9	17.8
65～69	171.9	15.3	22.2	28.8	37.8	27.6	21.1	19.2
70～74	319.4	34.1	42.1	56.5	65.5	48.7	39.0	33.6
75～79	625.8	78.5	85.7	116.1	118.3	90.0	74.2	63.0
80～84	978.3	123.8	131.9	190.1	180.1	138.5	116.1	97.7
85～89	1 010.3	98.4	118.0	193.7	192.2	156.7	136.3	115.2
90～94	623.1	34.9	51.1	102.6	122.3	112.7	107.9	91.6
95歳以上	268.3	5.8	11.0	29.1	46.0	53.7	64.5	58.1
男	1 203.7	98.2	115.3	217.5	263.1	212.6	169.1	127.8
40～64歳	77.0	4.0	8.5	12.6	19.2	13.5	10.0	9.2
65～69	89.6	6.7	9.6	14.9	20.9	15.9	11.8	9.8
70～74	144.4	11.0	14.2	24.5	32.7	25.9	20.3	16.0
75～79	226.8	18.7	21.2	40.2	49.2	40.0	32.4	25.0
80～84	285.4	27.1	27.7	54.0	60.2	48.6	38.9	28.9
85～89	224.3	20.8	21.9	44.2	47.0	38.4	30.2	21.7
90～94	115.6	8.2	9.7	21.1	25.1	21.7	17.6	12.2
95歳以上	40.7	1.7	2.5	6.0	8.8	8.7	7.9	5.1
女	2 932.2	299.9	363.1	521.5	533.4	438.3	407.8	368.2
40～64歳	61.8	3.4	7.9	9.5	15.0	9.5	7.9	8.5
65～69	82.2	8.6	12.6	13.9	16.9	11.7	9.3	9.4
70～74	175.0	23.1	27.9	32.0	32.8	22.9	18.7	17.6
75～79	399.1	59.8	64.5	75.9	69.1	50.0	41.8	38.0
80～84	692.9	96.7	104.1	136.2	119.9	90.0	77.2	68.9
85～89	786.1	77.5	96.0	149.5	145.2	118.3	106.0	93.5
90～94	507.5	26.7	41.4	81.5	97.2	91.0	90.3	79.4
95歳以上	227.6	4.2	8.6	23.1	37.2	45.0	56.6	53.0

注:総数には、平成21年2月サービス提供分以前の経過的要介護の者を含む。

統計表3-2 要介護(要支援)状態区分別にみた性・年齢階級別人口に占める受給者の割合

平成22年11月審査分
(単位:%)

	総数	介護予防サービス		介護サービス				
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総数	5.7	0.6	0.7	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7
40～64歳	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
65～69	2.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.3	0.3	0.2
70～74	4.6	0.5	0.6	0.8	0.9	0.7	0.6	0.5
75～79	10.5	1.3	1.4	2.0	2.0	1.5	1.2	1.1
80～84	22.5	2.9	3.0	4.4	4.2	3.2	2.7	2.3
85～89	40.9	4.0	4.8	7.8	7.8	6.3	5.5	4.7
90～94	60.3	3.4	4.9	9.9	11.8	10.9	10.4	8.9
95歳以上	70.9	1.5	2.9	7.7	12.2	14.2	17.1	15.4
男	3.6	0.3	0.3	0.6	0.8	0.6	0.5	0.4
40～64歳	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
65～69	2.3	0.2	0.2	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3
70～74	4.5	0.3	0.4	0.8	1.0	0.8	0.6	0.5
75～79	8.8	0.7	0.8	1.6	1.9	1.5	1.3	1.0
80～84	16.7	1.6	1.6	3.2	3.5	2.8	2.3	1.7
85～89	28.8	2.7	2.8	5.7	6.0	4.9	3.9	2.8
90～94	47.8	3.4	4.0	8.7	10.4	9.0	7.3	5.0
95歳以上	55.6	2.3	3.4	8.2	12.0	11.8	10.8	7.0
女	7.7	0.8	0.9	1.4	1.4	1.1	1.1	1.0
40～64歳	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
65～69	1.9	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2
70～74	4.7	0.6	0.7	0.9	0.9	0.6	0.5	0.5
75～79	11.9	1.8	1.9	2.3	2.1	1.5	1.2	1.1
80～84	26.3	3.7	4.0	5.2	4.6	3.4	2.9	2.6
85～89	46.5	4.6	5.7	8.8	8.6	7.0	6.3	5.5
90～94	64.1	3.4	5.2	10.3	12.3	11.5	11.4	10.0
95歳以上	74.6	1.4	2.8	7.6	12.2	14.8	18.5	17.4

注:1)人口は、総務省統計局「平成22年国勢調査抽出速報集計結果」を使用した。

2)人口に占める受給者の割合は、(受給者数/人口)である。

参考表

参考表1 受給者1人当たり費用額の年次推移(表6)

(単位:千円)

	平成18年11月 審査分	平成19年11月 審査分	平成20年11月 審査分	平成21年11月 審査分	平成22年11月 審査分	対前年同月 増減額
総 数	147.2	151.3	152.1	156.8	156.1	△0.7

- 注 : 1) 受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数
 2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払いは含まない。

参考表2 サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額及び費用額累計(表7)

介護予防サービス

	1人当たり費用額 (単位:千円)			平成22年度 費用額・累計 (単位:百万円)
	平成22年 11月審査分	平成21年 11月審査分	対前年 同月 増減額	
総 数	39.7	40.0	△ 0.3	413 242
介護予防居宅サービス	35.4	35.8	△ 0.4	363 995
訪問通所	33.4	33.6	△ 0.1	332 896
介護予防訪問介護	20.4	20.3	0.0	98 754
介護予防訪問入浴介護	34.6	35.4	△ 0.8	177
介護予防訪問看護	28.8	29.0	△ 0.2	9 025
介護予防訪問リハビリテーション	27.8	27.7	0.1	2 795
介護予防通所介護	36.2	36.4	△ 0.2	149 280
介護予防通所リハビリテーション	42.4	42.8	△ 0.4	59 482
介護予防福祉用具貸与	6.5	6.6	△ 0.1	13 384
短期入所	34.4	34.9	△ 0.5	4 184
介護予防短期入所生活介護	33.5	34.0	△ 0.5	3 588
介護予防短期入所療養介護(老健)	39.8	39.7	0.2	559
介護予防短期入所療養介護(病院等)	40.8	42.0	△ 1.3	37
介護予防居宅療養管理指導	10.4	10.5	△ 0.1	2 675
介護予防特定施設入居者生活介護	99.5	105.3	△ 5.7	24 240
介護予防支援	4.4	4.3	△ 0.0	43 111
介護予防地域密着型サービス	86.9	92.0	△ 5.2	6 137
介護予防認知症対応型通所介護	43.9	44.4	△ 0.5	409
介護予防小規模多機能型居宅介護	65.6	66.2	△ 0.6	3 356
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	246.8	243.2	3.6	2 370
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	42.2	69.3	△ 27.2	2

介護サービス

	1人当たり費用額 (単位:千円)			平成22年度 費用額・累計 (単位:百万円)
	平成22年 11月審査分	平成21年 11月審査分	対前年 同月 増減額	
総 数	187.4	187.8	△ 0.4	7 166 465
居宅サービス	119.6	119.1	0.5	3 155 348
訪問通所	103.2	103.1	0.1	2 432 909
訪問介護	66.0	66.1	△ 0.1	646 915
訪問入浴介護	59.9	60.7	△ 0.8	57 057
訪問看護	44.7	45.6	△ 0.9	138 383
訪問リハビリテーション	32.4	32.2	0.2	23 405
通所介護	84.1	83.6	0.5	1 000 744
通所リハビリテーション	82.7	83.9	△ 1.2	372 459
福祉用具貸与	15.3	15.4	△ 0.2	193 946
短期入所	93.9	92.9	1.0	381 084
短期入所生活介護	93.8	92.6	1.2	323 959
短期入所療養介護(老健)	85.0	85.0	0.0	52 057
短期入所療養介護(病院等)	103.8	101.0	2.8	5 068
居宅療養管理指導	11.2	10.9	0.3	41 613
特定施設入居者生活介護	208.6	207.8	0.8	299 743
居宅介護支援	13.5	13.2	0.3	325 372
地域密着型サービス	221.7	222.4	△ 0.7	698 679
夜間対応型訪問介護	26.8	25.7	1.1	1 812
認知症対応型通所介護	114.0	113.9	0.1	75 090
小規模多機能型居宅介護	200.5	200.0	0.6	102 321
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	271.9	271.7	0.2	480 159
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	69.3	69.2	0.1	220
地域密着型特定施設入居者生活介護	211.1	209.9	1.2	7 741
地域密着型介護老人福祉施設サービス	276.4	274.1	2.2	31 335
施設サービス	297.0	296.9	0.1	2 987 065
介護福祉施設サービス	277.2	276.2	1.1	1 436 471
介護保健施設サービス	294.8	293.4	1.3	1 147 598
介護療養施設サービス	396.8	396.2	0.6	402 996

- 注 : 1) 受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数
 2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払いは含まない。

参考表3 地域密着型サービス別にみた受給者数の推移(表11)

(単位:千人)

	平成18年11月 審査分	平成19年11月 審査分	平成20年11月 審査分	平成21年11月 審査分	平成22年11月 審査分
介護予防認知症対応型通所介護	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	0.2	1.5	2.7	3.6	4.4
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	0.6	0.9	0.9	0.9	0.8
夜間対応型訪問介護	0.3	1.4	3.3	4.5	5.8
認知症対応型通所介護	40.4	45.7	49.8	53.4	56.8
小規模多機能型居宅介護	2.4	13.4	25.4	34.5	43.2
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	120.9	129.2	136.3	142.3	150.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.3	1.0	1.7	2.5	3.2
地域密着型介護老人福祉施設サービス	0.9	2.3	5.1	7.8	9.8

参考表4 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額(表8)

平成22年11月審査分

(単位:千円)

	介護予防サービス				介護サービス			
	総数	介護予防居宅サービス	介護予防地域密着型サービス		総数	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
全国	39.7	35.4	86.9	全国	187.4	119.6	221.7	297.0
北海道	40.3	36.0	89.6	北海道	185.4	99.5	237.1	299.3
青森県	40.4	35.9	113.0	青森県	184.1	113.6	247.7	297.2
岩手県	39.1	34.6	74.0	岩手県	177.0	104.9	224.0	291.5
宮城県	39.0	34.5	128.6	宮城県	181.6	117.2	222.7	290.4
秋田県	37.3	32.6	79.4	秋田県	179.7	112.4	232.5	289.5
山形県	40.7	36.2	70.0	山形県	182.8	114.8	210.8	285.0
福島県	39.3	35.1	92.2	福島県	179.8	110.0	207.4	287.5
茨城県	41.2	36.7	105.7	茨城県	184.2	111.2	244.5	283.4
栃木県	40.7	36.4	78.9	栃木県	184.8	119.8	215.6	292.7
群馬県	41.1	36.9	81.5	群馬県	189.5	122.6	234.2	288.4
埼玉県	39.6	35.4	95.0	埼玉県	181.1	116.6	236.9	288.5
千葉県	39.8	35.7	82.4	千葉県	180.4	121.1	233.1	290.7
東京都	39.5	35.4	82.0	東京都	186.1	127.6	164.4	308.9
神奈川県	39.4	35.4	93.2	神奈川県	182.0	117.0	218.4	299.3
新潟県	40.9	36.4	75.0	新潟県	193.1	121.4	208.8	297.0
富山県	40.4	36.1	78.9	富山県	198.3	114.8	210.2	309.7
石川県	42.5	38.0	89.5	石川県	203.3	120.0	237.3	295.8
福井県	43.2	38.6	70.1	福井県	195.7	118.6	204.5	293.5
山梨県	40.2	36.0	80.2	山梨県	188.9	129.7	223.8	285.3
長野県	38.3	34.3	84.5	長野県	182.6	119.5	197.5	289.4
岐阜県	38.4	34.0	87.5	岐阜県	186.2	117.0	232.8	284.6
静岡県	41.2	36.8	104.2	静岡県	189.3	119.2	210.9	294.1
愛知県	40.6	36.3	96.8	愛知県	190.8	126.6	227.9	296.0
三重県	38.1	33.8	81.5	三重県	182.8	120.9	225.7	290.7
滋賀県	38.2	34.1	70.0	滋賀県	180.7	119.0	192.1	291.2
京都府	34.6	30.5	69.0	京都府	182.0	110.3	184.4	312.0
大阪府	36.8	32.6	75.9	大阪府	182.5	124.3	229.0	302.2
兵庫県	39.5	35.3	83.8	兵庫県	188.9	123.3	220.0	298.1
奈良県	41.0	36.8	110.1	奈良県	182.8	119.2	233.5	287.7
和歌山県	37.0	32.8	87.7	和歌山県	187.4	125.6	231.4	294.2
鳥取県	42.3	37.8	68.4	鳥取県	200.1	123.5	211.3	297.3
島根県	39.7	35.4	70.1	島根県	187.0	113.5	211.9	292.1
岡山県	41.0	36.5	82.0	岡山県	187.4	116.7	238.0	292.9
広島県	40.3	35.9	78.2	広島県	192.0	121.3	229.2	299.5
山口県	39.4	35.1	81.6	山口県	195.4	117.1	208.2	304.2
徳島県	39.9	35.3	122.0	徳島県	193.0	106.7	250.3	301.9
香川県	41.6	37.2	76.1	香川県	187.9	118.0	220.8	291.1
愛媛県	39.8	35.1	120.3	愛媛県	192.7	118.4	242.2	299.7
高知県	37.4	33.2	90.5	高知県	205.8	118.4	239.2	319.3
福岡県	41.1	36.6	97.7	福岡県	196.2	122.1	235.4	304.7
佐賀県	42.9	38.1	106.1	佐賀県	202.1	129.0	230.3	299.6
長崎県	41.0	36.6	89.9	長崎県	193.8	119.4	241.6	291.7
熊本県	41.6	37.2	76.5	熊本県	195.7	117.2	216.9	305.0
大分県	39.6	35.3	76.0	大分県	191.7	126.3	213.7	293.4
宮崎県	41.5	37.3	98.4	宮崎県	197.2	131.4	242.4	302.2
鹿児島県	40.7	36.3	76.3	鹿児島県	194.9	112.9	233.1	293.1
沖縄県	43.1	39.1	70.3	沖縄県	207.6	150.2	222.8	295.8

注：1) 受給者1人当たり費用額 = 費用額/受給者数

2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払いは含まない。

用語の定義

(1) 原審査

介護サービスを提供した事業所から請求のあった介護給付費明細書等に対する審査をいい、計画単位数を超える請求があった場合は査定減点されることがある。

なお、原則としてサービス提供月の翌月が各都道府県国民健康保険団体連合会の審査月となっている。

(2) 受給者数

当該審査月に保険請求のあった者の数であり、同一被保険者が同一月に2種類以上のサービスを受けた場合、サービスごとにそれぞれ計上するが、総数、小計には1人と計上している。

なお、年間累計受給者数は、各審査月の受給者数を合計している。

(3) 年間実受給者数

平成22年4月サービス提供分から平成23年3月サービス提供分の介護予防サービスまたは介護サービス受給者について名寄せを行ったものであり、当該期間途中で被保険者番号の変更があった場合は、別受給者として計上している。

(4) 年間継続受給者数

平成22年4月から平成23年3月の各サービス提供月について1年間継続して介護予防サービスまたは介護サービスを受給した者をいう。

(5) 認定者数

要介護（要支援）認定を受け、介護保険の受給資格がある者として、審査月の前月中に受給者台帳に登録されている者をいう。

(6) 費用額

保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額である。

(7) 単位数

介護サービス費用の単位であり、1単位の単価は地域により異なる。

(8) 居宅サービス給付単位数

介護給付費明細書のうち、居宅サービス支給限度額管理対象単位数の合計である。

(9) 支給限度基準額（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額）

居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスについて、要介護（要支援）状態区分に応じて定められた、1か月間に利用できる保険給付対象となるサービス費用の上限をいう。

(10) 経過的要介護

改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けたものとみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」として予防給付ではなく介護給付の対象となる。

なお、当該有効期間は平成21年2月末をもって終了している。

(11) 訪問介護内容類型

- ・身体介護…利用者の身体に直接接触して行う介護等と、日常生活に必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。
- ・生活援助…日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗濯・掃除等をいう。
- ・通院等乗降介助…要介護者の通院等のために指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または通院先・外出先での受診等の手続・移動等の介助を行うことをいう。